

【届出を対象とした募集(売出)金額】**募集金額**

ブックビルディング方式による募集

131,750,000 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し

3,287,550,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し

516,150,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年6月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	131,750,000	71,300,000
計(総発行株式)	50,000	131,750,000	71,300,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

373A：株式会社リップス

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,100円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は155,000,000円となります。
 6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025年6月20日(金) 至 2025年6月25日(水)	未定 (注)4.	2025年6月29日(日)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

373A：株式会社リップス

発行価格は、2025年6月12日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年6月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年6月12日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年6月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年5月29日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年6月30日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2025年6月13日から2025年6月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年6月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数については、2025年6月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年6月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

【売出要項】**【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】**

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	166,500 516,150,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 166,500株
計(総売出株式)	—	166,500 516,150,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

373A：株式会社リップス

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,100 円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、166,500 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025 年7月 25 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年6月 30 日から2025 年7月 25 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合、売出人である場 隆光並びに当社株主である株式会社 Akeru は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の2025 年12月 26 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なし

373A：株式会社リップス

には、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年12月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 独立引受幹事会社について

当社の主幹事会社である野村證券株式会社の親法人等である野村キャピタル・パートナーズ株式会社が単独の無限責任組合員である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合は当社の総株主の議決権の100分の15以上の議決権を保有しており、当社は、日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」(以下、「規則」という。)第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、当社及び野村證券株式会社は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に関与する引受会員(金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下、「独立引受幹事会社」という。)を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1) 当社と主幹事会社である野村證券株式会社との関係の具体的な内容	当社の主幹事会社である野村證券株式会社及び野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合の単独の無限責任組合員である野村キャピタル・パートナーズ株式会社は、それぞれ野村ホールディングス株式会社の100%子会社であります。従って、野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合は野村證券株式会社の親法人等に該当し、同組合は、本有価証券届出書提出日(2025年5月29日)現在、当社の総株主の議決権の40%を保有していることから、当社は、規則第11条の2に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、規則第11条の2に基づき、規則第9条第2項並びに第10条及び第11条の規定を準用するものであります。
(2) 独立引受幹事会社	岡三証券株式会社
(3) 当社が当該独立引受幹事会社を価格等の決定に関与させることとした理由	以下の理由から、岡三証券株式会社を独立引受幹事会社として選定したものであります。 当社及び主幹事会社と資本及び人的関係において独立性を有するため。

		株券に係る主幹事会社の実績があるなど、引受業務に十分な経験を有しているため。
(4)	価格等の決定に当たり主幹事会社と当該独立引受幹事会社との間で協議が行われた旨及び当該独立引受幹事会社が担った役割	<p>独立引受幹事会社は、引受人であるとともに、以下のとおり、主幹事会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担う。</p> <p>発行価格等の決定に当たっては、主幹事会社及び独立引受幹事会社との間で協議が行われる。</p> <p>独立引受幹事会社が発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないこととした場合は案件は中止される契約を締結しており、主幹事会社及び独立引受幹事会社の協議に当たっては、独立引受幹事会社の意見も反映される仕組みとなっている。</p> <p>独立引受幹事会社自身も引受審査を行うとともに、主幹事会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行う。</p> <p>独立引受幹事会社が発行価格等の決定に関与し、主幹事会社が行った発行価格等の妥当性についても確認を行う。</p>
(5)	主幹事会社である野村證券株式会社が価格等の決定に当たり当社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容	<p>具体的な措置の内容は以下のとおりです。</p> <p>当社及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること。</p> <p>独立引受幹事会社に野村證券株式会社が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること。</p> <p>独立引受幹事会社を発行価格等の決定に関与させ、野村證券株式会社が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること。</p> <p>発行価格等の決定は、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによること。</p>
(6)	発行価格の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1. をご参照下さい。
(7)	独立引受幹事会社としての役割を担ったことに伴い、当該独立引受幹事会社に追加的に支払われる手数料の有無(該当がある場合にはその額)	追加的な手数料等を支払うものではありません。
(8)	その他主幹事会社が投資者の投資判断に資すると判断する事項	該当事項はありません。

5. 売出人と主幹事会社の関係について

引受人の買取引受による売出しにおいて、売出人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合と主幹事会社である野村証券株式会社の間には以下のとおり、利益相反の関係があります。

売出人	売出しの内容	主幹事会社との関係
野村キャピタル・パートナーズ 第一号投資事業有限責任組合	引受人の買取引受 による売出し	野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合は野村証券株式会社の親法人等に該当します。 売出人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合は、純投資を目的に当社株式 1,000,000 株保有しております。同組合は、このうちの 833,500 株を引受人の買取引受による売出しにより売却する予定ですが、その引受けを行う引受人の中には野村証券株式会社が含まれております。また、同組合は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、166,500 株を野村証券株式会社に貸し付け、これに関連して、野村証券株式会社に対し、166,500 株を上限としてグリーンシューオプションを付与する予定であります。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期
決算年月	2020 年3月	2021 年3月	2022 年3月	2022 年8月	2023 年8月	2024 年8月
売上高 (千円)	933,703	1,221,257	1,878,066	1,012,299	3,106,810	3,760,918
経常利益 (千円)	392,242	479,482	522,666	193,017	770,355	719,441
当期純利益 (千円)	265,091	316,157	349,473	135,788	539,093	423,712
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	3,000	3,000	3,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	60	60	60,000	100,000	100,000	100,000

373A：株式会社リップス

純資産額 (千円)	1,163,859	341,517	122,816	1,860,625	2,399,718	2,823,430
総資産額 (千円)	1,377,205	1,063,219	1,223,231	2,527,549	2,982,738	3,252,877
1株当たり純資産額 (円)	19,397,664.82	5,691,953.06	2,046.94	18,586.05	959.08	1,128.56
1株当たり配当額 (円)	—	18,975,000.00	9,469.57	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(18,975,000.00)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	4,418,185.20	5,269,288.24	5,824.56	1,775.69	215.64	169.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.5	32.1	10.0	73.5	80.4	86.7
自己資本利益率 (%)	25.7	42.0	150.5	13.7	25.3	16.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	360.1	162.6	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	651,828	△21,129
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△133,270	△94,368
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△390,304	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	1,980,301	1,864,803
従業員数 (名)	11	11	20	22	32	39

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向のうち、第12期、第15期、第16期及び第17期については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

373A：株式会社リップス

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第 17 期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになっているのは、主に売上高の伸長による売上債権及び棚卸資産の増加によるものであります。
7. 第 16 期及び第 17 期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスになっているのは、有形固定資産及び無形固定資産の取得によるものであります。
8. 第 16 期の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスになっているのは、長期借入金の返済によるものであります。
9. 主要な経営指標等のうち、第 12 期、第 13 期、第 14 期及び第 15 期については会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度(第 16 期)及び当事業年度(第 17 期)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 第 12 期、第 13 期、第 14 期及び第 15 期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 2022 年 6 月 10 日開催の臨時株主総会決議により、決算期を 3 月 31 日から 8 月 31 日に変更しました。従って、第 15 期は 2022 年 4 月 1 日から 2022 年 8 月 31 日の 5 ヶ月間となっております。
13. 当社は、2021 年 12 月 31 日付で株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行っておりますが、第 14 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
14. 当社は、2025 年 3 月 15 日付で株式 1 株につき 25 株の株式分割を行っておりますが、第 16 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は 2,500,000 株となっております。
15. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 14 期の期首から適用しており、第 14 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
16. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー含む。)は、総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。
17. 当社は、2021 年 12 月 31 日付で株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を、2025 年 3 月 15 日付で株式 1 株につき 25 株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 12 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

373A：株式会社リップス

なお、第12期、第13期、第14期及び第15期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
1株当たり純資産額 (円)	775.91	227.68	81.88	743.44	959.08	1,128.56
1株当たり当期純利益 (円)	176.73	210.77	232.98	71.03	215.64	169.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	759.00 (759.00)	378.78 (—)	— (—)	— (—)	— (—)

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48	33.9	1.83	6,000
セグメントの名称		従業員数(名)	
商品事業		17	
サロンフランチャイズ事業		18	
全社(共通)		13	
合計		48	

373A：株式会社リップス

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー含む。)は、その総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)は、社長室及び管理部門の従業員であります。

4. 最近日までの 1 年間に於いて従業員数が 7 名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2025 年 4 月 30 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,500	—	—	14,500	25,000	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	42.00	—	—	58.00	100.00	

(注) 1. 2025 年 2 月 14 日開催の取締役会決議により、2025 年 3 月 15 日付で 1 株につき 25 株の株式分割を行っております。

2. 2025年3月14日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【株主の状況】

氏名または名称	所有株式数（株）	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社Akeru(注)2、4	1,050,000	37.37
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合(注)2	1,000,000	35.59
的場 隆光(注)1、2	450,000	16.01
長島 幹孟(注)3	45,000 (45,000)	1.60 (1.60)
上原 大輔(注)3	45,000 (45,000)	1.60 (1.60)
平 剛(注)3	37,500 (37,500)	1.33 (1.33)
西澤 民夫(注)3	37,500 (37,500)	1.33 (1.33)
— (注)5	25,000 (25,000)	0.89 (0.89)
— (注)5	25,000 (25,000)	0.89 (0.89)
— (注)5	8,750 (8,750)	0.31 (0.31)

(注)1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(役員等により議決権の過半数が所有されている会社)

5. 当社従業員

6. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。